

旭川市報道依頼

各報道機関 様

KJ00157129

2023年10月10日

発信課	総合政策部広報広聴課広聴係
担当者	山本 剛
連絡先	電 話 内線2632
	F A X
	E-mail kocho@city.asahikawa.hokkaido.jp

分 類	イベント・行事 [] 募集 [] 契約・入札 [] 会議・説明会 [] その他 [○]
日 程	令和5年10月18日
発表項目 (行事名)	行政相談委員の総務大臣表彰受賞について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	この度、行政相談活動の功績が認められ、旭川市担当の行政相談委員である伊藤 勝弘さんが、令和5年度行政相談委員総務大臣表彰を受賞されることになりました。
添付資料	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
報道（取材）に当 たってのお願い	詳細については以下までお問い合わせください。 北海道管区行政評価局旭川行政監視行政相談センター 行政監視行政相談課長（佐藤） 電話：0166-38-3011（直通）
備 考	

令和5年10月10日
総務省北海道管区行政評価局
旭川行政監視行政相談センター

行政相談委員の総務大臣表彰受賞のお知らせ

この度、行政相談活動の功績が認められ、当センター管内の行政相談委員である伊藤 勝弘さん（旭川市担当）が、令和5年度行政相談委員総務大臣表彰を受賞されることになりました。

なお、表彰式は、次のとおり開催されます。

日 時：令和5年10月18日（水） 11:00～

場 所：京王プラザホテル コンコードボールルーム
（東京都新宿区西新宿2-2-1）

受賞委員数：北海道内で6名（全国で100名）

- ◆ 行政相談委員は、行政に関する国民の身近な相談窓口として、総務大臣が委嘱した民間の有識者です。行政サービスに関する苦情などの相談を受け付け、解決を促進しています。
- ◆ 総務大臣表彰は、全国の行政相談委員の中から、国民の行政に対する苦情の解決に多大な貢献をされた方を表彰するものです。
- ◆ 伊藤勝弘氏の主な活動等については、別紙をご参照ください。

い とう かつ ひろ
伊 藤 勝 弘 氏

委嘱年月日：平成19年4月1日

委嘱期間：16年6か月（令和5年10月現在）

担当区域：旭川市

（問合せ先）

北海道管区行政評価局
旭川行政監視行政相談センター
行政監視行政相談課長（佐藤）
電話：0166-38-3011（直通）
E-mail: asahi30@soumu.go.jp

(別 紙)

～伊藤勝弘委員の主な活動等～



◆ フィール旭川において定例相談所を開設

旭川市内には伊藤勝弘委員を含め、6名の行政相談委員が委嘱されており、交替で、毎月第2・第4水曜日にフィール旭川7階において「定例行政相談所」を開設し、住民の方からのご相談を受け付けています。

◆ 住民の方々への行政相談制度・行政相談委員制度の周知活動

住民の方々に、行政相談制度や行政相談委員制度を知ってもらい、利用してもらうため、「永山屯田まつり」などの地域のイベントや集会等において積極的に周知活動を行っています。

◆ 主な相談事例

① 障害があり、自ら市役所に出向くことができないため、障害者手帳の再交付手続きをすることが難しい。

⇒ 伊藤委員が市役所に状況を説明して手続きを確認したところ、代理人による手続きが可能と分かりました。

② 光回線を取り付けなければ電話がつながりにくくなるとの説明を受け、光回線を取り付けたが、高齢でありパソコンを使用しないのになぜ光回線が必要なのか分からない。

⇒ 伊藤委員が通信事業者に連絡したところ、後日、契約取消手続きができることになりました。

▼定例行政相談所（フィール旭川）



(右側が伊藤委員)

▼永山屯田まつりでの周知活動



総務省の行政相談

総務省の行政相談は、国の行政全般についての苦情、要望等を受け付け、申出人とその相手方となる行政機関等との間に立って、公正・中立な立場から必要なあっせんを行い、その解決や実現の促進を図るとともに、住民の方々の声を行政運営の改善に役立てるものです。

☑ 国の行政活動全般に及ぶ苦情に対応

総務省の行政相談は、国や独立行政法人の業務、地方公共団体の業務で法定受託事務に該当するもの及び国の委任又は補助を受けている業務など、国の行政全般についての苦情をお聴きしています。

☑ 行政相談委員、管区局・事務所による全国ネットワークの活用

相談がどの地域の問題であっても、また、相談者がどの窓口に相談しても、行政相談委員、管区行政評価局（行政監視行政相談センターを含む。）の全国的に整備したネットワークを活用して、一体となった受付・処理を行うことができます。

☑ 行政制度・運営の改善による広範な救済の実現

行政の制度に関するもので、解決が困難な相談については、民間有識者で構成される行政苦情救済推進会議に付議し、また、同種・類似の苦情の発生が予想される問題については、行政評価・監視機能を活用して、苦情の原因となっている行政の制度・運営そのものの改善を図っています。

行政相談委員

行政相談委員は、行政相談委員法に基づき、社会的信望があり、かつ、行政運営の改善について理解と熱意を有する者の中から総務大臣が委嘱し、行政サービスに関する苦情などの相談を受け付け、苦情の解決を促進しています。

☑ 国民と行政の架け橋として活動

行政相談委員は、国民と行政の架け橋として、国の行政機関等の業務に関する苦情の相談を受けて、相談者に必要な助言を行ったり、関係行政機関等にその苦情を通知するほか、管区行政評価局等と連携して、苦情の解決を促進しています。

☑ 全国の市(区)町村に少なくとも1人配置

国民の身近な相談窓口として、全国の市(区)町村に少なくとも1人、全国で約5,000人の行政相談委員を配置（無報酬）しており、旭川行政監視行政相談センター管内では、59市町村（上川、留萌、宗谷、オホーツク総合振興局管内）に定員83人の行政相談委員を配置しています。

☑ 全国では年間約4.8万件の相談を処理

全国の行政相談委員による令和4年度の苦情等の取扱件数は、47,925件（行政相談全体128,532件の37.3%）、旭川行政監視行政相談センター管内では374件（旭川管内の行政相談全体1,214件の30.8%）となっています。